
平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成29年 3 月 10 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

15番 今西 菊乃 議員

6 番 町田 正一 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
8 番 市山 和幸君	9 番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中田 恭一君
12番 久間 進君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 今西 菊乃君
16番 鵜瀬 和博君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君

副市長	……………	笹原 直記君	教育長	……………	久保田良和君
総務部長	……………	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	……………	左野 健治君
市民部長	……………	堀江 敬治君	保健環境部長	……………	高下 正和君
建設部長	……………	原田憲一郎君	農林水産部長	……………	井戸川由明君
教育次長	……………	山口 信幸君	消防本部消防長	……………	安永 雅博君
総務課長	……………	久間 博喜君	財政課長	……………	中上 良二君
会計管理者	……………	平田恵利子君			

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あす3月11日は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から6年目に当たります。今なお多くの方々が避難生活を送られている厳しい状況であります。この震災により犠牲になられた全ての方々に哀悼の意を表するため、ただいまより黙祷を捧げたいと思います。皆様方の御協力をお願いします。

○事務局長（土谷 勝君） 皆様、御起立お願いいたします。黙禱。

[黙禱]

○事務局長（土谷 勝君） 黙祷を終わります。御協力ありがとうございました。御着席をお願いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 御協力ありがとうございました。

震災発生にあす11日午後2時46分においても、各自、黙祷を捧げられますようお願いいたします。

あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社外2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり許可いたしておりますので御了承願います。ただいまの出席議員は15名であり定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

一般質問の時間は、質問・答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次、登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、15番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。今西議員。

[今西 菊乃議員 一般質問席 登壇]

○議員（15番 今西 菊乃君） 皆様、おはようございます。

三寒四温なんのでしょうか。きょうは二、三日前と比べて暖かく春の陽気になっております。

きのうは、市長、副市長、お疲れさまでございました。きょうは私の気のせいでしょうか、少し2人の顔がにこやかに緩んでいるように思います。きょうは提案型の質問をいたしていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まず、女性職員の管理職登用についてでございます。女性活躍推進法とは働く女性の活躍を後押ししますという法律で、基本的には急速な人口減少により労働力不足が懸念され始めたため、女性にもっと多くもっと長くもっと高い能力を発揮して働いてほしいということだと思います。このような思いはすばらしいことなのですが、女性の受けとめはどのようなもののでしょうか。男性と同様に働くことが求められるのではないかという不安があり、働く環境整備がされていない現状では決して女性にとって夢のある法律ではないように思います。しかしながら、女性の社会進出は余儀なくされています。それゆえに職場で能力のある女性は、その能力が十分発揮できるような環境づくりや体制づくりが必要です。壱岐市においても同じだと思います。

前回、同僚議員の質問に女性職員の幹部職への登用が同じようがありました。市長は31年までに女性管理職を9名にすると前向きな答弁をされております。今回、私の質問の保育所長の管理職登用ですが、旧町時代の保育所長は、前は保育園長と言っておりました。課長で管理職でした。市になっても、そのまま課長のままで勤務され退職となっております。いつから変わったかと尋ねると、多分、子ども家庭課ができてからではないかというようなことでした。しかし保育所長の仕事内容は変わっておりません。そして特に近年は手がかかる乳幼児が増えているのと保護者の要求がエスカレートして保育の環境は多様化しております。そのため臨時職員まで入れるとかなりの職員数になっていると思います。その管理も必要なのですが、その上に保育所の事務までを所長がするようになっていきます。

武生水保育所は僻地保育所と兼務で、その上に他地区の5保育所まで管理するようというところで、管理職で主幹となっております。少し重責過ぎるのではないかと思います。現実、見られるわけがありません。郷ノ浦地区だけでもやっとのことだと思います。ほかの3地区の保育所長は参事で、管理職ではありません。万が一、何か事件や事故があったときは管理職である武生水保育所長の責任が問われてくるのだと思います。芦辺保育所と石田保育所は、それぞれ2つの保育所を掛け持ちとなっております。どこの所長も仕事内容はほぼ変わらないのですから、同様に4保

育所を管理職にすべきだと思います。

そして、園児や職員だけでなく保護者対応や施設の管理を責任と権限を持って行えるようにすべきと考えます。これから保育士不足が懸念されております。福岡市では既に保育所不足となっておりますので、近隣の市町村でも大いに影響を受けます。壱岐市においても福岡市は近隣となると思います。同じようなことが起きるのではないかと懸念いたしております。雇用条件がよくなければ保育士を確保することが難しくなります。そのようなことも鑑みて働きがいのある対応をすべきではないかと思っておりますので、市長の御見解をお願いします。

次に、健康保健課保健増進班についてですが、市長の施政方針の中で「生活の基盤は健康である。市民の健康づくりのために各種健診、相談、予防、健康教室の充実を図り、受診向上のために啓発事業をしていく。壱岐地区医療健康開発研究事業やCKD（慢性腎臓病）重症化予防対策に取り組み、将来的には地域包括ケア、うつ病・自殺予防、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策にも事業を拡大する予定である。食品の安全調理、栄養などの食生活改善をあらゆる場で行い、市民協働の展開をしていく」と言われております。

健康保健班の保健師さんや栄養士さんたちを中心に行われていく事業で、ここの班ではかなりの仕事量にもなるものだと思っておりますし、またそこに勤務する人たちは資格を有するものであります。そして、今では女性の多い職場となっております。国保介護年金班や地域包括支援センターと全く関係がないわけでもないですが、仕事内容が違うのだと思っておりますし、一つの課として十分独立できるだけの仕事だと思っております。ここは、ぜひ女性職員の頑張りがいのある対応をして、一つの課として女性の課長としてはどうかと思っておりますが、市長の御見解を伺います。

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。15番、今西菊乃議員の御質問にお答えいたします。

女性職員の管理職登用についてということでございます。

女性職員の管理職登用につきましては、12月会議におきまして町田正一議員より御質問いただいたところでございますけれども、本市の女性管理職の割合は管理職数56名中6名でありまして、1割強という現状にあります。壱岐市特定事業主行動計画では、平成31年度までに全体の15%の9名になるよう目標を設定しているところでございます。

今回、武生水保育所の所長のみが管理職であり、他の保育所長も同等に管理職にすべきではないかとの御質問でございますが、現在、武生水保育所以外の所長は課長補佐の役職でございます。その取りまとめ役として、こども家庭課主幹、保育所担当を配置しておりまして、その主幹が武生水保育所長を兼務しているという状況にあります。

議員御指摘のように、児童数が多い勝本保育所長、2園を掛け持ちしている芦辺保育所長また石田保育所長につきましても負担が大きく管理業務を行っておりますことから、管理職が望ましいという意見があることも十分承知いたしております。

現状を、先ほど今西議員がおっしゃったように、本市に限ったことではなく、全国的に保育士の確保に苦慮している現状でございます。先ほどおっしゃいました待遇の面もあると思っております。そういった中で、現時点では所長自身も保育に入らざるを得ない状態でございます。そういったことから、管理職として配置をせずに、こども家庭課主幹に全体の取りまとめ役として配置している状況でございます。

各保育所におきましては、主任保育士等と密に連携をとり、効果的で効率的な保育所運営を目指し、保育に従事しているところでございます。今後、幼保連携認定こども園の設置等の件も見据えながら対処してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、健康保健課保健増進班は独立した課にして女性課長の登用をとということでございます。

健康保健課の職員数は、正規と嘱託を合わせまして、男性8名、女性30名、計38名という大所帯でございます。事務職のほか、保健師、看護師、栄養士等が、国保年金介護班におきましては、国民健康保険、介護保険の事業運営並びに後期高齢者医療、国民年金業務、保健増進班におきましては市民の健康づくりを図るため予防接種や各種健康診査などの健康増進に関する業務、また地域包括支援センターにおいては、高齢者相談窓口、介護予防、地域支援事業など、広範囲にわたる業務を担っております。

また、今後は高齢化社会の進展を見据え、医療保険や介護保険などの制度改正に伴う事業の見直しや地域包括システムの構築などが求められておりまして、今後もさらなる業務量の増大が予想されます。

このような状況の中、時代の変化やニーズへのきめ細やかな対応、さらには事務の合理化・効率化を促進するため、新年度から新たな課を新設する方向で調整中でございます。

また、管理職の配置につきましては、女性の割合が大きい部署でもございますから、その能力を十分発揮できる女性職員を配置し、適材適所の人事配置となるよう検討しているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 先に、保健増進班、健康保健課としては非常に、29年度からですか、の予定で1つの課を創設するということですね。あの班は私が2年前に健康づくりについて質問いたしました。そのときに長崎県は健康保健の受診結果が全国でもワーストクラスでした。その中で壱岐はワースト1が4つもあったわけです。何とか健康の島づくりをしないと

ないということも訴えたわけですが、その後、職員の方から「今西さん、1つだけクリアしました」というような声を聞いたんです。本当に保健増進班は皆さんで力を合わせて頑張られていると私も認識いたしておりますし、そういうところはそういうところなりの対応が必要だと思って、今回、質問いたしました。

健康づくりは、なかなか簡単にはいきません。壱岐の場合は塩とアルコールを減らすことがまず第一だと思っております。そして、野菜量を増やしていくことが健康づくりの基本ではないかと思っております。それをやると、ここは多少健康な人がふえ、国民健康保険料の少しの低減化はできるのではないかと期待いたしまして質問いたしましたが、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

保育所に関しては、旧町体制のときは保育園と言っていて、園長先生が責任と権限を持たれておりました。非常にポリシーのある先生が多くて、この保育は絶対引けないと。この施設は絶対こうしてもらいたいと町長に直談判されて、ずっと今まで保育所の運営とか職員さんの管理とかに当たられてみえたんです。それは管理職という立場があったからできたんだと思います。

今の保育所長さんを見てみますと、それだけの強さ、思いはあっても言えないという状況があると思うんです。だから、管理職にして責任と権限を与える。そうすれば、もっと自分の保育のパターンというものとかそういうものが作り出されて、保育事業がよりよき方向になるのではないかと思います。

それと、もう一つは、先ほど市長が言われました認定こども園です。石田は31年度4月からですか、認定こども園になるようになっております。そのときに園長をどうするのか。管理職にするのか、そのままで行くのか。これは保育所と違いますので、そここのところでも検討していただきたいし、今の保育所長さんを管理職にして認定こども園を進めていただきたいんです。

今、こども家庭課の幼保連携班あたりを中心に行われておりますが、父兄への対応というのは、これは保育所長の力にもあると思います。そここのところの協力体制を強化しないと、認定こども園というのはなかなかできてきません。石田でもいろいろ問題があって100%ではありませんが、ほかの地区ではもっともっと問題が出てくると思うんです。

認定こども園に向けて何かの施策をする。保育所長にも同じように協力していただいて進めていく。そういう意味合いを持って、管理職への登用をと一つは申しております。何かございましたら。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員がおっしゃるように、子供の保育、私はそれを進めると申しておきながら、そういった保育士の皆様方に対しての管理職の登用等々をしていないという、ひと

つ見た感じでは逆行しているんじゃないかということも私自身考えないわけでもございません。

そういった中で、今は変革のときといいますか、保育のあり方の変革のときでございます、ぜひ私も公約で保育料の第2子以降の無料化というものをうたっております。そういった中で、その財源を捻出する上でもいろんな知恵を絞らなくちゃいけない。そういった中で、認定こども園、石田町を一番先にさせていただきたいと思っているわけでございますけれども、そういった新しい組織になる。そのときは間違いなく管理職が必要だとそういう認識は今持っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 市長の公約の中にありました第2子からの保育料の無料化、それと幼稚園の授業料の軽減、学校給食費の軽減、今回、医療費は中学生までということになっておりますが、その財源を捻出するためには施設の統合が必要なんです。なるべく早くそうするためにはみんなの力が必要だと思います。それゆえに管理職にして協力体制をとって進めていただきたいという思いで今回の質問はいたしております。

それでは、前向きに進めていかれるというふうに捉えまして、次の質問に移らせていただきます。

ここには女性が2人しかおりません。男性の皆さんは死後離婚という言葉を知存じですか。知らない方もいらっしゃるんじゃないかと思います。怖いことです。夫が亡くなった後に離婚するということです。姻族関係終了届というのをいせればよいだけのことなんです。今、夫の死後、しゅうとめなど夫の親族との関係を終了させる女性がふえております。以前は夫の親族と同じ墓に入りたくないという理由が多かったのですが、最近ではしゅうとめの面倒を見るのは嫌ということなんです。夫の両親や兄弟と姻族関係を続けるのは絶対に嫌ということなんです。そこまで行くにはそれなりの理由があるわけですが、いまだ、嫁とは、女性とはこうあるべきものという家長制度、男尊女卑の思いがどこかでまた執着して生き残っている、そういうことへの憤りみたいなものもあるのではないかと思います。

一昔前には考えられなかったことですが、ライフスタイルや社会生活環境の変化の中で、このような思いや行動を、SNSやネットでいろんな情報のある中で対処するようになったり、情報を得たりするようになりました。現在ではホテルのカウンター業務や介護をロボットが行うような時代と、そういう時代に向けて進んでおります。時の流れの中でそれが悪いこととは言いません。しかし、自己中心で人と人との関係が希薄化していつていることも事実です。自己中心的な犯罪も多くなっております。子供のいじめの問題もそうですが、自助・共助ということがなくなりつつあります。

社会生活の中で人と人とのつながりを持つ、そのような教育を今まで担ってきたのが社会教育であったと思いますが、今、社会教育団体の活動が衰退しております。壱岐でも危機を感じて、今年1月21日に社会教育シンポジウムが行われ、いろいろな意見が出ておりました。

今後の対策として、学校支援会議を核として公民館を中心に社会教育団体が協力し、地域で集まる機会と場所をつくっていくのがよいのではないかという意見が出ておりました。

今回、市長が出されている地域担当職員制度と共通しているところがあるのではないかと思います。その中で指導者の問題がありました。社会教育主事の資格を持っている人やノウハウや経験を持ち合わせる人が地域にいない。そのときの頼みの綱が社会教育委員会なのですが、ここにも、現在、社会教育主事の資格を持った職員がいません。

県下21市町中2市町の社会教育課に社会教育主事の配置があっておりません。壱岐市がその一つと聞いております。社会教育法の中での第2章9条の2で社会教育の事務局に社会教育主事を置くとなっております。置かなければならないとはなっておりませんが、置くとなっていれば置くのが当然だと思います。社会教育主事補は、置くことができるとなっておりますので、このところは目をつぶることもできないことはありません。

職員の中に恐らく資格を持っている人が少ないんだと思います。少人数であれば、職員を研修に出して資格を習得させるべきだと思います。研修で得た知識は、社会教育課だけではなくてほかの部署でも、その意識を持って仕事に取り組み、市民との対話に生かしていく、そういうことができるのです。今回の地域担当職員にも同じように生かされてくると思います。1年に一度です。1年に1人もしくは隔年に1人でも研修に出す必要があると思いますが、お尋ねいたします。人事権は執行部にありますので、市長の御見解もお伺いいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田 良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 15番、今西菊乃議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今西議員みずから壱岐市の社会教育委員として長いこと御尽力いただき、現在もその力を寄せていただいていることにまずはお礼を申し上げたいと思います。

先ほど議員がお話になります社会教育法の第9条の2に「市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」と明記してあります。平成28年度の人事異動の結果、現在、壱岐市教育委員会の社会教育課には社会教育主事の資格を持った職員が配置されていないことになりました。

私自身が、この第9条の部分での「教育委員会の事務局に」という文言を、広く教育委員会の事務方の部分で事務局と捉えておりましたので、今、壱岐市の場合は教育総務課には社会教育主事の資格を持った係長1名を配置して平成28年度は望んだことになりました。もう少ししっかりとした解釈をすべきだったと指摘を受けながら考えているわけですが、社会教育課でない他課

にその資格を持った者がおっても、年間、社会教育の事業を推進していくときに助言や指導が適切にできるかと問われますと、この1年を見てきたときにそれは無理だと私自身が改めて認識いたしました。

今回、一般質問で2月28日に通告していただき、改めてその部分についての私の認識の浅さを知らされたと思っております。

現在の課員も、それぞれ年齢構成もよく、意欲やボランティア精神に富む職員で構成されておりますが、議員御指摘のように、資格を持って自信を持って指導・助言ができる者と、経験は積んできたけれどもというところには、どうしても指導の中ですき間が出てくると考えます。

そのことを深く反省しながら、少なくともいい時期にこの指摘をしていただきましたので、市の関係部署と早速協議させていただいております。29年4月からは、少なくとも社会教育課に社会教育主事の資格を持った者を1名は配置できるよう私も切にお願いしているところでございます。

大変、市民の方にとっては有資格者の配置がない中での社会教育の指導推進に当たっていたのかと幾らかの不安をお持ちだったことに対しては申しわけないと思っておりますが、課員も課長以下、全力投球しておりましたし、いろいろな開催される研修会には課員こぞって出席いたしまして、その力を伸ばしていたことは事実でございます。しかし、先ほど申しますように、それだけでは足りない部分がございます。よって、まずは4月からその課員の配置を願うことが一つでございます。

その後は、御指摘のように講習がございます。社会教育主事の講習が7月の下旬から約40日間、九州大学を中心にして九州管内の主事の資格を持とうと思った者についてはさせる機会がございますので、ぜひ予算の裏づけをしながら、現在、社会教育課員にもそのような意欲を持った者もおりますので、ぜひこれまで旧町時代に資格を取得された者だけに頼らずに新しい形の中で資格の取得を進めながら社会教育の推進に当たってまいりたいと思っております。

大変いいタイミングでこの指摘をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

〔教育長（久保田 良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西菊乃議員の御質問にお答えします。

社会教育主事の件でございます。

ただいま教育長が申しあげましたように、市長部局と教育委員会、教育委員会の意見を聞く、そのスタンスはまさにそのように思っておりますし、予算の裏づけあるいは人的配置と申します

のも、夏、7月から8月にかけてはいろんなスポーツ行事とかいろんな行事があつて教育委員会についても大変だと思いますけれども、そのために人員をふやすとかそういうことではなくて、協議しながら社会教育主事の研修等にも行ける境遇をつくっていききたい、そういうふうにしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 教育長と市長に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ちょっとお尋ねですが、職員さんの中に社会教育主事の資格を持たれている方は今何名ぐらいいらっしゃるか、御存じですか。わかっていたら。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田 良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 先ほど申しあげましたように、旧町時代に取得されておられる方は、現在6名から7名、壱岐市の職員として在籍しております。

なお、小中学校にもそのような資格を持った者がおりまして、かつて教育事務所がありました時代に教育事務所のほうの所属でもって派遣社会教育主事という形で4町に配置いたしました。その者が、現在、小学校で6名、中学校で3名、資格を持っておりますので、いざというときは、現在の学校教育課の指導主事と同じように割愛人事務というものがございまして、そのような者を県教委にお願いして壱岐市のほうに配置するという、まさかのときにはそのような手段もあることをお伝えしておきたいと思っております。

〔教育長（久保田 良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） わかりました。職員さんの中に6名から7名ということですね。多分、本当にこれは旧町時代に資格を習得されたんだと思います。市になってからの研修、講習、九州大学の夏休み期間中40日、これで資格を習得された方はいないんじゃないかと思っております。

世の中は、社会は非常に変わっております。旧町時代では考えられないような社会情勢にもなっているわけです。だから、新しい時代に即した指導、対応ができるように、1年に1人で無理ならば隔年に1人はぜひ講習を受けていただいて、資格習得をしていただき、そして、通常の業務の中に生かしてほしいと思っております。地域担当職員の制度も始まるということですので、その中でも十分に生かせるような対策をとっていただきたいと思っております。

世の中は非常に変わっております。何が変わったかということ、大人が一番変わっているんです。きのうの赤木議員の質問の中にも防犯ブザーの件がございました。教育長の思いは痛いほどわか

ります。子供や学校教育は、それは立派なものなんです。大したものだと思います。しかし、それを取り巻く社会、大人が変わっているんです。昔はあり得なかったような犯罪もあると考えていいような時代になっているわけです。子供に防犯をといても丸腰ではなかなかできない部分もありますので、そういう社会情勢というものを考えていただいて対応をお願いしたいと思います。

前向きな答弁をいただきましたので、これで質問はこの件に関しては終わります。どうぞ、男性の皆さん、奥様に死後離婚というようなことを言われないうようにお努めお願いしたいと思います。

それでは、次の3番目の質問に参ります。

島内の女性に壱岐の観光についてどう思うかと尋ねると、道路沿いや耕作放棄地に季節の花を植えて年中どこかに何かの花が咲いている、そういう状態をつくるのが一番いいのではないかと、という答えが十中八九返ってまいります。これは自分たちが旅行してみて、そういうフラワーガーデン、そういうものを見て非常に感動しているからではないかと思えます。

有名なのに福山市の100万本のバラでのまちづくりがあります。ここは、昭和31年に住民が戦災で荒廃したまちに潤いをと、1,000本のバラの木を公園に植えたことから始まって、60年続いております。

壱岐市も以前からずっと婦人会などで花いっぱい運動がありました。しかし、それに取り組む支部が減少していますし、面積も少なくなっています。私も経験があるのですが、たった2つか3畝の花壇にコスモスやヒマワリや菜の花を植えたんです。そうしたら機械が必要なんです。刈り払い機やトラクターや、そういうものがないとスムーズにいかないわけです。だから、婦人会だけでは限りがあるように思えます。ましてや、今、耕作放棄地やらを見てもと労働力がかなり必要となります。そして、種子代とか肥料代とかかなりの経費がかかります。

そこで考えたのですが、島内で自生している花があります。ちょっと前まで咲いておりました白いスイセン、ダルマガク、ツワブキ、オニユリ、ツキミソウ、ハマヒルガオ、野菊など幾らでも咲いております。これを広く一面に植えると、きれいなのです。例えば、地域性を生かして、天ヶ原にはダルマガク、清石浜にはハマユウ、海水浴場の砂浜には一面にハマヒルガオ、小高い丘あたりにはツキミソウや野菊というふうに、公民館の皆さんや、これはなかなか機械が最初は要ることですので、民間会社あたりに協力をお願いして運動を起こしてみたらどうかと思えます。最初の年に少しは経費がかかるとは思いますが、自生できる強い花たちでございまして、後はそれほど手もかからないのではないかと思いますし、皆さんで持ち寄れば種子代とかもそれほど要らないものだと思っております。

私が前ここに来るのに帰っております石田勝本線の両サイドにも多くの耕作放棄地があります。

今は枯れ木でにぎわっておりますが、間もなくセイタカアワダチソウとカズラで、グリーンのベールで被われるわけです。それはそれで自然体でいいんですが、きれいだとは言えませんし、これは日本中どこにでもある光景だと思っております。少し手を加えて可憐できれいな花を咲かせれば島のイメージもよくなるのではないかと思いますので、お考えを伺います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員の3番目の質問でございまして、花いっぱい運動はどこにでもあるけれども、壱岐に自生している花、スイセン、ダルマガク、ツワブキ、オニユリ、ツキミソウ、野菊等を一面に植えていく、そういったことを公民館や民間会社に協力をお願いして運動を起こしてはどうかということでございます。

御質問のように、現在、実施されている花いっぱい運動は、地域の婦人会、老人会、ボランティア団体、道路愛護団体、小学校の児童、保護者の方など多くの関係者の御努力によりまして実施していただいております。花の植えかえや水の管理、雑草の除去等、維持管理には大変御苦労されているものと思います。関係者の皆様の努力によって景観が保たれておりまして、市民や観光客の方々の心を和ませていただいております。心からお礼を申し上げます。

さて、議員御提案の自生している花をもっといっぱいにしたいという提案でございますけれども、国境離島新法が4月から施行されますけれども、その中に滞在型観光の促進がございます。観光で島においでいただいた方々にこの島にもう一泊してもらおうという取り組みの一つといたしましては、いつ行っても花いっぱいの島というのは本当にまさにもう一泊していただきたいという一つのきっかけになると思っております。そういったことで、旅行商品の開発とか宣伝にもつながって交流人口が増加する取り組みになると感じるところであります。

しかしながら、自生している草花、植物というのは、そこに一番適した、壱岐に自生しているからといって、その草花を移植して生育に影響があることもあるということもお聞きいたしております。そうした今あるものを移植する。そうすると、そこにはなくなるんです。そういったことも含めまして、じゃあ苗を仕立てるのかという話になりますけれども、壱岐には御存じのように壱岐の植物に詳しい方もいらっしゃいます。

そういった方の御指導をいただきながら、そのあたりの研究も含めてやっていきたいと思っておりますけど、大変貴重な御提案であると思っております。壱岐の植物について、量の把握といたしますか、種類とか量とかそういったことも含めて早速調査したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（15番 今西 菊乃君） 花といえば、大輪、バラやらダリアやら菊やらで、そういうも

のをよく想像されると思いますが、こういう目立たないところに咲いている。雑草ではない。彼らは花なんです。男性の方は目にとめていらっしゃるかもしれないかもしれませんが、私が住んでおります原の辻の復元のところ、あそこにはツキミソウも野菊もいっぱい咲いているんです。そして、刈られるんです、除草作業で。残ったのだけが道端に咲いているんです。もったいない話だと思うわけです。ハマヒルガオもそうなんです。

もっと極端なのがツワブキです。ツワブキは本当に道路ののり面のところに放っておけば晩秋には黄色い花がきれいに咲くわけです。しかし、除草するのに邪魔になるわけです。残せないです。私も家の周りをやっけてしまいます。もったいない話だと思って、ツワブキはちょっと日当たりが少ないところでないかと育たないかもしれませんが、きれいな花のフラワーガーデン、花いっぱい運動というのはどこの団体でもやっていると思います。どこもやっていないようなこと、まだやっていない、見たことがないようなこと、こういうことに取り組んでいかないと話題にならないんじゃないかと思うんです。

こういう花は本当に一面に集めるときれいです。一つだけ見てもきれいじゃないかもしれない。しかし、非常にそのまま刈り払ってしまうのももったいない話だと思っています。島おこしのために、私も野草に関しては余り詳しくありませんので、専門の方がいらっしゃいます。御相談もしていただいて、前向きにこういう取り組みをしていただきたい。

そうお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

[今西 菊乃議員 一般質問席 降壇]

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩します。再開を10時55分といたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。町田議員。

[町田 正一議員 一般質問席 登壇]

○議員（6番 町田 正一君） それでは、一般質問を行います。

その前に、昨日3名の同僚議員の方から質問がありました。いわゆる市長選絡みの指名外しの件についてであります。

既に、御本人は長崎地検のほうに告訴状を提出されているということですので、この後、

私は別に地検のこともわかりませんから、地検が捜査するか長崎県警が捜査するか、それは知りませんが、市長に対しても私はこの件についてはやっぱり市民に対して説明する責任はあると思います。

そこで、市長に提案ですが、ぜひ例えばこの地検が受理して、これで不起訴になるとか、あるいは、裁判になって最終的な結審が出たとか、その場においては、やっぱり市民の中には非常に心配されている方も多いわけですから、市長自らこの事実関係等について、私も事実関係というのはいわゆる報道でしか基本的に知らないんで、また市民の人もほとんど報道についてのみしか知り得ない立場におられます。私は市長として市のトップ、行政のトップとして、市長も全ての責任は私にあると言われましたんで、ぜひ、後で回答の時で構いませんけれども、ぜひ、そういう心づもりがあるかどうかだけ、後で御回答いただきたいと思います。

それでは、壱岐市の一般質問通告しております、壱岐市の住宅政策についてです。

今、壱岐市は平成18年6月に住生活基本法が制定されて、それにのっとって壱岐市公営住宅等長寿命化計画が策定されております。かなりボリュームのある資料なんですけど、この中で壱岐市が今管理しておる787戸の公営住宅、まあ特定公共住宅とか単独住宅も全て含んでですが、そん中で要するに今からはもう非常に財政も厳しいからこの用途に応じて、この787戸の選別、いわゆる建てかえ、あるいは改善修理、それからもう、要するに用途廃止等の適切な手法を選択するというふうなうたってあります。

私も、実はつい5年前まで公営住宅に住んでおって、本当に住宅のお世話になったんです。まあ、卑近の例で申しわけないんですが、私が住んでおった住宅は3棟、12棟、12世帯がおられました。そして、私と妻がそん中で一番若かったんです。もう60になってましたけど、そん中でも一番若かったんですよね。そして、実はもうその住宅で高齢化する人ばかりだったんで、救急車が年に2回ぐらい救急車が来るんです。そのたびに私が住宅に独居の方も多かったもんですから、私がその救急車に乗り込んで市民病院に一緒について行ったこともありました。今は私たち夫婦が出てから、実はもうほとんど高齢化した世帯ばかりでありまして、時々ぞいて見るんですけども、まあ独居の方が多かったりとか、非常に高齢化されてる人が多かったりとか、これ住宅がやっていけるんだろうかということ、ちょっと心配はしています。

それで、通告に従って質問しますけれども、まず第1点目、実は私とこの大久保住宅というのは、今政策的空き家という形で規定されております。私も結構、政策的空き家というのが住宅に入りたんだという方も実はおられるんです。例えば、家のリフォームをしなきゃいかんから、例えば2カ月とか3カ月の間だけ住宅開いとる、現に開いとるんですよね、政策的空き家で募集しておりませんから、その間入らせてくれんだろうかとか、あるいは家庭環境が急に変化して、例えば、奥さんが家を出るとか、急にですね、そういったこともあって、どうしても近々に入り

たいとかいう方がおられても、実はこの政策的空き家ということで基本的に入れない、短期入所も認められない。僕らもうそんなもん行政が政策的に空き家というんだったら、それやったら政策的な入居も当然していいんじゃないかと思うんですけども、その政策的空き家も一点張りで、これもう入居も基本的に期限付きの入居というのも認められておりません。まず、だから政策的空き家というのは一体なんなのかなと、まずその規定を教えてくださいと思います。

それから、2番目にこれ具体的な例が、非常に私がおったから非常にわかりやすいと思ってこの大久保住宅を取り上げておるんですけども、これ大久保住宅は既にもう五十数世帯おられるんですが、もう高齢化率が多分8割近くになっておられます。この同じ公民館、少式公民館というんですが、これは実はここまで来ると公民館の役員のなり手がいないんです。もう今の公民館長も多分3回目だと言っておまして、その後がまた見つからんという状況で、コミュニティーが要するに崩壊している状況であります。

まあ、この長寿命化計画の中にもこれ載ってるんですけども、要するにニーズがやっぱり変化してきてます。このまま住み続けたいという方がもう30%ずつおられるし、建てかえるのも簡単ですが、建てかえたら家賃が当然上がっていくんで、今のままで建てかえんでいいという、要するに住宅を終の住みかただと考えられる方もおられるし、もう一方では若年層でもう一時的な入居という形で将来的には自分で家を建てて外へ出ていくという若い世代とのニーズという形でもう本当に二極化しているのは、間違いないと思うのです。そこで、その別々のそれぞれ別途の対応が必要だと考えるわけですが、これについてどういうふうな行政として対応されているのかということをお尋ねしています。

それから、3番目なんですけども、実はこの住宅は長寿命化計画の中でも平成28年から30年までに建てかえということを計画されております。これ一部、今解体、一部解体して、そこ空き地になっているんですけども、正直言って空き地も草ぼうぼうの状態、私見てきましたけど、草ぼうぼうの状態です。全く管理もされておらなくて、地区の人も非常に30年、僕もちょっと言うたんですよ、市の長寿命化計画で30年までに建てかえるというふうになつとるんだと、ところが、まあ30年といってももう29年なんで、そのところがどういうふうな形で今進行しているのかという、市の長寿命化計画の中で平成34年までの計画がずっと建てかえの計画が載っておりますから、多分これ大久保住宅については平成28年から30年までに建てかえるというふうなこの計画には載っておるんで、建てかえられるんだろうと思っておりますが、今んところまだそういうふうな動きもないんですけども、そのところはもうどうなっているのかということをお尋ねします。

○議長（鶴瀬 和博君） 町田正一議員の質問に対し理事者側の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6 番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

本来の一般質問の前に、今回の告訴の件についてお尋ねございました。今回の告訴事件につきまして、市民皆様には大変な御迷惑、御心配をおかけいたしておりますことを改めてお詫びを申し上げる次第であります。

市民の皆様には白川はなんで、今回の件について話をしないのかという、そういうふうに思っ
てらっしゃると思っております。しかしながら、私は今、刑事事件の被疑者という立場にござい
ます。これから、刑事手続が行われます。そういったこともございまして、現時点ではこの発言
をしないことをお許し願いたいと思っております。

ただし、この事件が案件が決着いたしましたならば、こういった行動をとりました、こういった
ことになりましたいきさつについて、皆様に、市民の皆様詳しく御説明をするということをお
約束させていただきます。今しばらく市民の皆様には御猶予を賜りますようお願いを申し上げ
ます。

さて、町田議員の1番目の御質問、壱岐市の住宅政策についてということでございます。まず
最初に、政策的空き家とは何かということでございました。政策的空き家と申しますのは、老朽
化した公営住宅を建てかえる、あるいは中を改修する改善事業を行うために、現在の住宅で新た
な入居者を募集を停止している、その結果生じた空き家のことでございます。

また、耐用年数を経過した住宅は、順次政策空き家として位置づけ、需要や管理戸数の推移を
見ながら適切な時期を見定めて用途廃止及び集約、建てかえ等をするということにしておるわけ
でございます。先ほど申されましたように、住宅整備計画の中で25年から34年度までの計画
で、今ちょうど真ん中でございまして、29年度に大幅な見直しをするということにいたしてお
るわけでございますけれども、そういった中で、どうしてそのあいているのに一時的にも入居で
きないのかということでございます。これについては、御存じのように借地借家法というのがご
ざいまして、一度入居をされるとなかなかいざ事業をする時に出てくださいというのが非常に難
しいということもございます。

しかも、今申しておりますように、ここ10年間のうちに34年までのうちに一応の整備をす
るということでございますので、当面、入居を停止している、募集を停止しているという状況に
ございます。

次に、高齢者と若年層が二極化してるじゃないかということで、それぞれ区分したらどうかと
いう御意見でございます。

壱岐市の市営住宅につきましては、大久保団地に限らず島内どこの住宅も高齢化が進んでいる
状況でございます。特に、高齢者世帯につきましては、終の住みかとして市営住宅で一生暮らす
方も多数いらっしゃいます。市営住宅につきましては公営住宅法にのっとり、高齢者世帯及び若

年世帯等の区別を定めることなく、平等に住宅に困窮する低額所得者に対し、一般世帯向け住宅として入居者を募集しているところでございます。

しかしながら、近年市営住宅の応募状況は、特に若年層世帯につきましては、市内中心部や新しい住宅に応募が多い一方、老朽化が著しいまたは、設備が整っていない住宅は敬遠されている傾向でございます。選考確率は高く、かつ家賃が安い、しかしながら、現在の生活水準を下げても古い住宅に入居はしたくないと考える方が、応募者が多数であります。こういった意味で、若年層世帯については比較的新しい住宅へ自然に住み分けがなされている状況でございます。

一方で、若年層世帯でも環境や設備より安い家賃のところへと、また高齢者世帯でもバリアフリー化された新しい住宅に応募されるケースもあることも事実でございます。市としては、これまでどおり分け隔てなく平等に住宅に困窮する低額所得者を対象に入居者を募集していきたいと思っております。

平成25年度から壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき住宅整備につきましては、整備を行っておりますけれども、実は平成25年度に耐震診断をいたしました。その結果、3団地4棟について耐震補強が必要となりまして、その結果、入居者の安全を確保するため優先的に耐震改修を工事を進めているところでございます。

また、古城地区への下水道整備の拡張、これも行いました。今年度から古城団地の給排水設備との改修工事に着手しております。これも年次的に改修工事を行い、最終的に1棟から4棟同時に下水道へ接続する予定としております。

こういったことで、現在緊急性が高いものから順次整備している状況でございまして、整備計画が後ろ倒しになっているということが現実でございます。この長寿命化計画につきましては、こういった状況の変化、国や県の住宅施策の動向、各事業への進捗等踏まえまして、29年度に見直しを行いまして大久保団地の整備時期につきましても、その中で具体的な計画をしていきたいと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私ちょっと、実は非常にこれ壱岐全体の本当は事なんですけども、まあちょっとわかりやすいからちょっと大久保団地のことを僕も例に挙げてずっと言ってるんですけども、実は大久保団地はある一部を取り壊して、実は瀬戸のほうに新しい桜木団地というのをつくりました。ここはですね、ありがたいことに若い人たちが全員です。もうほとんど、要するに毎日会社に行ったり、仕事したりとか、そういうふうな若い人たちがほとんどでして、新瀬戸団地というのがもう1個ありますけれど、こかも若い世帯がほとんどで、瀬戸の子供の恐らくもう今大部分は、この新瀬戸団地の御父兄、まあもちろん地元の方も多くおられますけれども、

そこの人なんですよね。だから、確かに今市長が言われたように、若い世帯は新しい形の住宅、今かなりいわゆる桜木団地もそうですけど、非常に新しいと言われる昔のカンピラの僕らがおったような二間しかなくて、風呂場とかトイレとかだけついとるとというようなカンピラの住宅じゃなくて、いわゆる都会型のかなりマンション的な住宅構造になってます。もう、そこしか入りません。これ希望がないんですよね。ところがコミュニティーの立場から考えると、新しい住宅を別につくってしまうと、要するに残ったんは年寄りだけになってしまうんです。今度はコミュニティーが維持できないんです。

だから、僕も今度、大久保団地の建てかえる時は、ぜひ、要するにコミュニティーのことを考えたら、当然若い世代もいるんです。だから若い世代とそういったお年寄りの方の独居とか、そういった方が同居できて初めてコミュニティーができるんであって、簡単に年寄りやったら年寄りだけを集めとけばいいというふうでは、それはコミュニティーが成り立たなくなると私は思っています。

だから、ぜひ、これは計画でも実はうたってるんですが、この大久保団地については解体した現地での建てかえを、僕も早急に検討していきたいと、いってほしいと、そしてここに若い世帯が、若い世代が新しい住宅は若い世代が入ってくるんですよ。多少、家賃が高くて、ところがまあ、その今の僕たちが住んでおったようなカンピラの昔の住宅はお年寄りはお年寄りはもう家賃が安かったらそれでいいと、今のままで終の住みかだと考えとるんだからということで、ところがお年寄りばかり集めたコミュニティーをつくるわけにはいかないんだと、実はコミュニティーというのは若い世代がその中に入って初めてコミュニティーが成り立っていく、まあ当たり前のことですけれども、だからぜひ、今後もこれずっと建てかえ計画を私も読まさせていただきますから、今後はこの団地については、それぞれ建てかえていかれるでしょう。ぜひ、そのコミュニティーのあり方としては、できるだけ現状、現地に近い形のところで新しい団地を建設していただきたいと、ただ単にニーズのことだけを考えて、ここに土地があるからということで建てかえると、今後はその地域がその住宅、公営住宅が中心なるとるコミュニティーが実はもうやっていけないということもぜひ頭の中に、この公営住宅を公営住宅長寿命化計画を見ると、そういったコミュニティーの維持の視線がちょっとなかったから、ぜひそれも検討していただきたいと、29年に見直されるということなんです、大久保住宅のほうも実は市のほうで今下水道のほうをやっていただけということで、要するに水洗化ですよ、まあ今ごろほんと言うたら住宅、いくら公営住宅とはいえ、水洗化していけば非常に皆さん喜ばれるし、高齢化すればするほど実は水洗のほうがいいんです。それは、もうぜひ進めていっていただきたいと思います。29年度にどうするか、もう一度決定されるということなんです、この大久保団地については、建てかえを前提にそこの政策的な空き家も受け入れてるし、一部移転もしていただいておりますので、ぜひ

前向きにというか、ぜひ計画どおり進めていただきたいと思います。

それから、次2番目です。

この前、市長が行政報告でも言われましたけれども、地域担当職員制度というのを今度市長は行政報告の中で言われました。私も、前回質問した時に、非常に実は行政と合併してからやっぱり行政と地域住民との距離が非常にあると、やっぱり地域住民の中にはちょっと皆さんたちには申しわけないけど、やっぱり公務員は身分が保障されとって高い給料もろうとって大した仕事もせんでというような意見もあるのはあるんですよ。これは当たり前だと私も思ってますけども、やっぱりでもそういった溝を埋めるのは、やっぱりそこにおける地域の職員がその地域に溶け込んで住民のニーズを吸い上げる形で職員が飛び込んでいかなければ、これはいつまでたっても解決しないと、全部が全部、正直言って解決するのはそれは無理なんですよ。でも大多数の住民が、ああ公務員の人たちがこうやってやってくれとると、地域に溶け込んでやってくれとるということを僕は実感してもらいたいという思いで、ぜひ地域の担当職員制度というのをつくってもらいたいと、ただ私がイメージしとったんは、実はその地域に私も多分小学校の単位ぐらいが1番だろうと思ってましたけれども、実はそのそれは専門の職員を僕はつくってもらいたいと、地域部のようなものが1つあって、僕はその一人、例えば瀬戸地区だったら瀬戸小学校に一人おれば、まず全戸その職員が回ることから始まって、そしていろんな公民館の総会とか、それから瀬戸には瀬戸浦会という組織もあるんですけども、そういった組織と連携したりとか民生委員とかに連携して行って、その住民の福祉のニーズとか医療のニーズとか住宅のニーズとか、あるいはそういったものまで応えられるだろうと、私としてはそういうふうに通じたんですが、今回、第一段階として市長がこれ僕は提案されたと思うのですよ。今後、こういった形でこの地域担当職員制度が今後こういった形で、もっとこういうふうな形がいいんじゃないかという形のやつも当然生まれてきます。

ただし、議会の全協で説明しましたがけれど、多分普通の人はいくら見ても市民の方は全く情報がないんで、まずこの地域担当職員制度のこの具体的な中身と、それから僕がやっぱり心配しているのは、このままいけば要するに個人の生活相談みたいな無制限に職員が応じるわけにはいかないんですよ、今度任命される人が、しかし市長も言われてるように、一方でじゃあ、いやそんなことは私の職域外ですとか言われて、これ全部対応しないと、これ何のためにお前この地域の担当職員になつとるとかと、それも一つは言われます。それから、そのこのところをきちんと区別していかないと、マニュアル化していかないと、これは非常に職員の負担が大変になります。それこそ、夜に電話で呼び出されたりとか、そういうことがあつては、それは職員のほうがかたまつたもんじゃないから、それはとてもじゃないけど対応できません。

それから、もう1つは、やっぱり心配しているのは個人の要望と地域の要望が違う場合があつ

て、当然あるわけですよ、そこの調整も非常に難しいだろうと私も思ってます。だから、人とのコミュニケーション能力が非常に高くないと、これやっぱり失敗します。これ間違いなく失敗すると思ってるんです。まあ、今のままそんな形をきちんとできるコミュニケートできる職員じゃないと、だから僕は第一段階じゃ今度平戸市が同じように、これは平戸市の場合は行政区構想をつくって、その地域との協議会みたいなをつくって、そこに地域担当職員が入っていくという形は、今度、黒田さんがやるみたいですけども、第一段階としては、まずきちんとこっからここまでをやりなさいと、これ以上やったらだめですよというのをやっぱり行政が決めていかないと、これは職員が何ぼ時間があっても足りないし、何ぼやる気があっても、それはとてもじゃないけど、これは下手したら失敗するのも目に見えとると、住民からの苦情ばかりでというのが正直言って心配しております。

ただ、私のところは瀬戸浦会という組織がきちんとあるんで、そこに瀬戸におる役場の職員の人たちはもう、そりゃ祭りから何から全部参加していただいておりますから、この人たちがおらんかったら祭りもやっていけない状況なんで、その面では本当に地域に溶け込んでいただいているんですけど、そればかりではないから、そここのところをちょっと住民にこの地域担当職員制度の基本的なシステムとか、それから今心配したようなマニュアル、そこんところをまずちょっと、テレビ多分住民の方見られてますんで、そこんところちょっと市長のほうからお答え願いたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員の地域担当職員制度の具体的な中身についてという御質問でございます。

このコミュニティー、先ほどから言われておりますコミュニティーを育てていくと言いますか、本当に行政と地域の方々が意思疎通と申しますか、そういったことを醸成していくということを目的としておるわけでございますけれども、一応、小学校単位、校区単位としております。これはやはり、これ以上を範囲が広がりますと、それはコミュニティーとは言わずにアソシエーションとか言う、何か英語で言えばそういうふうになるそうでございますけれども、一応、小学校区単位をこの地域担当職員の制度の範囲としておるわけでございます。

この問題につきましては、昨年6月の議会の一般質問において町田議員から職員配置の要望を受けまして、平成29年4月この4月導入に向けて先進地視察及び内部協議を行いまして、制度設計がなされたために先般の全員協議会において、その概要を説明させていただいたところであります。

この制度を実施するに当たり、このたび壱岐市地域担当職員制度実施要項を整備をしております。

すけれども、かいつまんで申しますと、壱岐市内をおおむね小学校区単位の18地域に区分し、その区分ごとに地域担当職員を3名ないし5名を配置をいたします。業務といたしましては、主に地域の現状把握、地域の課題発見とその解決に向けた支援、情報提供、そして地域の声を施策につなぐ連絡調整役というところがございますけれども、地域担当職員は併任でございます。本来の自己の職務が優先されるということになります。

そこで、市役所各庁舎に地域担当班を設置いたします。地域担当職員が受けた地域からの相談や要望等を取りまとめ、それぞれの担当部署へつなぐという役割を担います。これによりまして、他の自治体では避けている要望等の受付窓口をあえて引き受けたいと思っております。要綱の第1条にもうたっておりますように自助、互助、共助、公助の原則のもと協働のまちづくりを推進することを、この制度の目的としておりますので、地域に配置された職員が単なる苦情の受付係とならないように、第4条で行為の制限といたしまして、地域の皆様に了承していただくことを示しているところであります。議員様にも御心配いただいているように、失礼しました町田議員にも御心配いただいているように、地域からの要望等を何でもかんでも引き受けるとなるとは、職員がパンクをしてしまいます。したがって、住民個人や特定の任意団体からの要望や苦情等については、受け付けをいたしませんし対応もいたしません。

ただし、道路など公共施設の維持補修的な要望等につきましては、従来どおり各施設の管理部署において直接対応いたします。また、地域内の各種組織団体の事務局的な業務を担うなど、地域の自立性を阻害する下請け業者になってはならないといたしております。

地域担当者職員に求められますのは、地域において協働の意識を醸成させる指導的な役割でございます。まちづくりのコーディネーターとなることが期待されます。議員がおっしゃるとおり、高い能力が求められます。人間的にも厳しいものがございますけれども、これも人材育成の一環として経験のよさの少ない若い職員もその中には入れるようにいたしております。職員の育成もさることながら、地域の皆様とともにこの制度を成熟させていきたいと思っております。

私、常々申しておりますけれども、市の職員は地域のリーダーでなくてはならないと申しております。そういった中で、まずとっかかりといたしまして今、町田議員がおっしゃいますように、一人という専属の配置は今のところは考えておりません。やはり、みんなが知恵を合わせながら、そして試行錯誤しながら、この地域担当職員制度を成熟させていきたいと考えておるところでございます。

市民皆様の御理解、御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） よくわかりました。というか、わかったような、わからんような、

現実にはやってみないとまだわからないから、実は私が住んでいる瀬戸浦には瀬戸浦会という組織は、これは終戦直後につくったんですよ、当時の僕はこれつくった人たちは本当に偉かったなと思うのですが、当時の古い文献を読むと、そのまず生活改善運動とか、そんなんから出発します。初代は、倉光千秋さんだと思うのですが、だからもう昭和二十五、六年ぐらいに瀬戸浦会という組織つくってるんですよ、その記録簿を読むとですね、だから、今でも伝統をずっと引き継いで年に1回、行政と市政懇談会というのをやっています。瀬戸浦会の要望としてそれ上げるんですよ、各公民館全部瀬戸浦会なんか網羅してますから、だから瀬戸浦会の役員が現地調査もするんですよ、要望、各公民館から上がった要望の現地調査をして、こんなもんはとてもやれないというやつは、初めから行政に上げません。だから、これと、これと、これについては住民にとっても非常に必要性があるし、地域にとっても非常に大切だということで、その行政との要望を上げます。だから、毎年非常に別に僕が議員になる前からなんですけども、大体瀬戸浦会の要望は大体、ほとんどどうしてもできないものもあります、それはできんと行政のほうも言われます。そして、今年は予算がないからやれないと、これはただし来年以降の検討課題にさしてくれという形で、当然言われることも多々あるんですが、かなり実現していただいたこともあるし、これはもう県の所管だからということで県のほうに竜崎市のほうから実現していただいたこともあります。

これは、僕はやっぱ先人たちが非常にその地域育てるとかコミュニティーを大切にするということを非常にやって来られたお蔭だと思うんですよ。これは、多分僕はほかのところはよく知りませんので、同じような組織があるかどうか知らないですけども、ぜひ僕は第一段階としては、こういった市政懇談会みたいなものが、その地域がその地域リーダーがこの市政こういった形で地域要望をまとめ上げて市政懇談会という形で出していただけたら、年に1回なんで、そんなに地域担当職員もそんな難しくなく、かなりコミュニティーとしてはやっていけるんじゃないかと、瀬戸浦会のそういった市政懇談会に地域担当職員も一緒に来てもらってとか、そういった形であるいは、役員会に地域担当職員が来ていただいて一緒に役員と話すとか、そういった形が多分まあ第一段階としては、そのくらいが一番いいんじゃないかと、正直言って思ってるんですが、何か市長ありましたら。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 瀬戸浦会につきまして、まあ議員おっしゃったとおりでございます。

18地区それぞれにやはり文化、歴史、文化がございます。その地域に合ったシステムでもっていく、そういった基本的なスタンスをとりたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） まあ、もちろんそれは当たり前ですね。それは在部と浦部とそれこそ、全然コミュニティーの歴史も違うし、コミュニティーの成り立ちも違うし、コミュニティーの特色も違うし、それぞれがそれぞれのやり方があるから、地域担当職員については、そのところをきちんを把握していけば、まあ第一段階として、何とかこれが、ああ、つまらんかったと言われんような形で、もう一つはそのやっぱ職員の過重な過度な負担にならないように、基本的には個人の生活要望みたいなのは、民生委員もおられるわけですから、多分民生委員のほうに連絡するとか、そんならいにとどめておかないと、これ個人の家に呼ばれたりとか、そんなことになったら僕はもうかえって逆効果になると思いますので、そこんところはやっぱり、一応きちんと区別していかないと大変だと思います。

冒頭に、市長にはぜひ市民には今回の入札の問題に関しては、市民にはいずれ説明する、もちろんトップとして義務があると私も思いますから、ぜひこれ不起訴になった段階とか、裁判が結審した段階では、市長自らがやっぱりきちんと説明すべきだと思います。

今、もう既に地検のほうに告訴されている段階で、何か最終日には百条委員会の提案とかそんなもん出るみたいですけど、今は、もう地検に告訴されている段階で議会がそういうことをし出したら、下手したらこれ捜査妨害にまつわると私は思っております。ぜひそのところは、市長もただし市民に対して説明する責任は市長も冒頭言われたように、それは自覚しておられますので、そこんこの対応はよろしくお願いします。

それでは、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって町田正一議員の一般質問を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月14日及び15日は各常任委員会を、3月16日及び17日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

次の本会議は、3月22日水曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時34分散会
